

令和 年 月 日

大阪航空局長 殿

要望者 住所又は
所在地

氏名又は
名称

取得要望書

下記のとおり未利用国有地の売払いを受けたく、関係書類を添えて要望します。

記

1. 財産の表示等

所在地：

区分：

面積：

取得要望時期：

2. 利用用途

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当法人

は、国と国有財産売買契約を締結するにあたり、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

契約担当官 大阪航空局長 殿

年 月 日
住所又は所在地
氏名又は名称

※ 法人の場合には、別紙役員一覧を添付。

別紙

役員一覧

役職名	氏名（ふりがな）	性別	住所	生年月日

（注）本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合には、その者も含む）全員を記載すること。

令和 年 月 日

大阪航空局長 殿

要望者 住所又は
所在地

氏名又は
名 称

⑩

同 意 書

下記 1 の国有財産の売払いに係る契約手続きについて、下記 2 の事項に異議なく同意します。

記

1. 物件の表示

物件所在地 :

区分・面積 :

2. 契約に係る事項

- (1) 処分価格は、書面による見積り合せ（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 99 条の 6 の規定に基づき、処分相手方の売払希望価格を書面により確認し、当該価格が国の予定価格（予決令第 99 条の 5 の規定に基づき定める予定価格をいう。以下同じ。）の制限の範囲内であるか否かを確認する手続きをいう。）により決定すること
- (2) 見積り合せの実施回数は契約締結期限内において、累計で 5 回まで行うことができるものとし、5 回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ること
- (3) 見積り合せにおいて、国の予定価格以上で見積書の提出があった場合には、評定価格の有効期間内に契約締結を行うものとし、契約締結がなされない場合には、当該処分価格の効力が失われること
- (4) 見積り合せの打ち切りにより処分相手方に損害が生じても国はその責めを負わない

こと

- (5) 所轄庁から事業認可の申請に対する結果の通知等を受けた場合には、速やかにその内容が確認できる書面の写しを送付すること
- (6) 国が所有する土地及び国以外の者が所有する建物を同時に購入希望することが取得要望受付の条件となること
また、国は土地を売却するが、建物については建物建設会社と交渉の上、購入することになり、国は当該交涉及び売買手続き等には一切関与しないこと
- (7) 処分相手方は、建物建設会社から建物売買を担保する書類を入手し、見積り合せまでに写しを提出すること
- (8) 契約締結後又は見積り合せにより落札されなかった場合もしくは5回の見積り合せを行わず途中で見積り合せの取下げをされた場合は、見積り合せが打ち切りとなった後、次に掲げる項目を公表するとともに、公表に対する同意が契約締結の要件となること

所在地、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積）、契約年月日、契約金額（見積り合せにより落札されなかった場合又は5回の見積り合せを行わず途中で見積り合せの取下げをされた場合は、見積り合せが打ち切りとなった旨）、契約相手方名、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項の規定による法人番号をいう。）、用途、減額売払の有無、価格形成上の減価要因（国の予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

令和 年 月 日

見 積 書

大阪航空局長 殿

見積者 住所又は
所在地

氏名又は
名 称

印

1. 財産の表示
所 在 地 :
区 分 :
面 積 :

2 契約希望価格

契約希望価格			億				万				円
--------	--	--	---	--	--	--	---	--	--	--	---

下記事項を承知のうえ、上記のとおり契約希望価格を提出します。

(記載上の注意)

1. 契約希望価格を記載してください。
2. 契約希望価格は算用数字ではっきりと記載し、数字の前には必ず「¥」を記載してください。
3. 契約希望価格を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
4. 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しはできません。
5. 国の予定価格以上で価格提示があった場合には、当該契約希望価格をもって、処分価格として決定します。
6. 見積り合せの実施回数は契約締結期限内において、累計で5回まで行うことが可能ですが、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ることになります。
7. 見積り合せの打ち切りにより処分相手方に損害が生じても国はその責めを負いません。

令和 年 月 日

大阪航空局長 殿

申請者 住所又は
所在地
氏名又は
名称

印

普通財産売却申請書

下記のとおり普通財産の売払いを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所 在 地	区 分	種 目	構 造	面 積 (平方メートル)	使用目的	摘 要